

八五過

(1) 労働者側

罷業者十名ハ罷業後荏原郡池上町堤方四電井警方全居職工
塩谷義藏方ニ集合対策ヲ講じ、アリシニ一級職工ニ何等
ノ動搖ヲ生セズ共鳴者ヲ得ナル爲メ意氣阻表シ遂ニ増田ニ
一任解決セシメルニ至シリ

(2) 事業主側

十四日罷業セカレ職工一困シ一室ニ集合セシメ罷業ニ加担
セズ就業セルニ対シ謝意ヲ表シ更ニ別龍(一)ノ如ク工場内ニ
掲示此ヲ罷業ノ拡大ヲ防止スルニ努メタリ

(3) 解決

十四日午前午後三四ニ亘リ後業員代表増田一ニハ工場主ト
会見折衝シタル結果
人罷業セル十名ノ罷業中一日給ヲ支給スルコト

2. 後業員側ノ提出セル嘆願書ハ撤回スルコト

3. 工場主ハ別龍(一)ノ如キ待遇改善案ヲ自發的ニ実施スル事

4. 罷業者中国本恒信、古市正、木村小太郎、安井鎌次郎ハ

黄ヲ負フテ辞職シ解雇手當三十五日分ヲ支給スルコト

(一) 予告手當ヲ含む

トノ妥恨条件成立即時解雇手當ノ授受ヲ了シ解決セリ

右及申(通)報候也